

4 大田 勤 議員



- 1 国民健康保険税の値上げに反対し子育て応援で均等割世帯の軽減を
- 2 補聴器購入資金助成制度や中等度難聴児補聴器購入費支給の確立を
- 3 使用量に見合った基本水量の改定で月5トン以下世帯の救済を
- 4 学校はコミュニティの中心、小中学校を統廃合して建設する施設一体型義務教育学校の推進では子どもの発達に危ない

1 国民健康保険税の値上げに反対し子育て応援で均等割世帯の軽減を

今定例会に、岩内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例が提案された。改正は国民健康保険税の軽減を地方税法第703条の5に基づき、前年の総所得金額が一定の基準以下の場合、7割、5割、2割を軽減する軽減額の改正を行った。

しかし、資産割の軽減分が所得割、均等割、平等割へと引き上げられたことなどで、ますます高くて払えない国保税になっている。

国保税の収納期間を10期から7期に短縮し、収納対策に充てるとした今年度の国保税の収納率は、前年度と比較して、どのように推移しているのか。

滞納世帯への短期保険証や資格証明書の発行数は、前年度との比較では。

国保税の改正にあたって、町が試算に用いる道の示す標準保険料率は、2018年度から、国保財政の運営責任を市町村から都道府県に移す国保の都道府県化で導入された標準保険料率です。

市区町村に公費繰り入れの削減・廃止と、標準保険料率に合わせた国保料の連続・大幅値上げを迫る仕組みです。

あくまで技術的助言の範囲であり、国保税の決定権は市町村です。

市区町村にとっては参考値にすぎず、従う義務はないのではありませんか。

子どもの均等割の独自軽減や多子世帯の国保税の減免など、新しい形の国保税軽減策を導入する動きが各地で起こり、特に所得制限なしで、国保に加入するすべての子どもの均等割を一律、3割軽減した仙台市などがあります。

国保税の場合は、地方税法第717条の規定、特別な事情がある場合、町の判断で減免できるのではありませんか。

特別な事情については、政省令の定めもなく自治体の首長に裁量が委ねられているのではありませんか。

厚生労働省による国保財源の法定外繰入の区分では、決算補填等目的以外の法定外繰入に保険税の減免額に充てるためと規定され、つづけてよい繰入になるのではありませんか。

町では、国保加入世帯数を12月末現在で1,629世帯、2,379名で前年度比較で77世帯、162名が減っています。世帯人数は1.46人と報告されています。

年齢構成では子どものいる家庭は少なく、高齢者などの単身、夫婦のみ世帯が多い傾向にある。

なお、18歳以下の子どもがいる世帯は88世帯で全体の約5%としました。

均等割の弊害は収入のない専業主婦や0歳からの子ども1人1人に、無職の方でも、国保に加入している場合は負担することにあります。1世帯の構成人数が1.46人、子育て支援を政策的に打ち出している町として約5%の子どもがいる世帯への負担を軽減し、賦課割合を考えるべきではないのか。

道が示す標準保険料率は、所得割が国基準より低く設定されています。

所得別世帯割合では、所得0円の世帯が3割以上を占め237万円以下の世帯まで合計すると加入世帯の9割を占めます。内訳は、0円が31%、33万円以下が11%、61万円以下が12%、84万円以下が8%、145万円以下が14%で計76%を占め、237万円以下13%と237万円超11%で、計24%を占めます。

所得割の賦課割合を応能割で改正し、国基準の50%まで引き上げた場合、24%の所得の世帯にどのような変化が考えられますか。

賦課割合を、国基準に引き上げない理由は。

国は国保の保険者努力支援制度を設け、成績がよい自治体に交付金を増やす仕組みですが、何が採点の対象になるのですか。

支援金が減額される主なケースは。

こうしたペナルティの導入に反対し、国保税の負担軽減に努めることこそ町の役割ではないのか。

厚労省は、国保料負担を全面的に抑える公費繰入金は赤字補填だとして、削減・解消を迫る一方、自治体が条例を通じて行う、被災者、子ども、生活困窮者などへの国保料の独自減免に充てる公費繰入金は赤字補填に分類せず、20年度以後もペナルティの対象外としていく方針です。

こうした方針は、町が確認しているのか。

20年度以降も、保険者努力支援制度の対象外とする被災者、子ども、生活困窮者などの国保料の独自減免に充てる公費繰入金はペナルティの対象外と町は認識していますか。

子どもの国保料均等割部分について、18年度からは、東京都清瀬市は第2子以降を最大5割減額。同昭島市は第2子を5割減額、第3子以降9割減額。埼玉県富士見市は第3子以降を全額免除。赤平市が全額免除などで実施されました。

全国町村会などでも、要望している子どもの国民健康保険税減免について子育て世帯支援の観点からも、均等割の軽減について施策として取り組む必要があるのではありませんか。

国保税の高騰が止まらなくなったのは、国が国庫負担金を減らしつづけてきたのが原因です。

多くの町民が、高すぎて払えないと苦しんでいます。

国保料は負担能力を超えており、値下げこそが必要です。

国保料の抜本的引き下げのため、全国知事会など、地方3団体が求めてきた国庫負担金の増額を要請し、町として声を上げることが解決への道と考えるが所見を伺います。

【答 弁】
町 長：

国民健康保険税の値上げに反対し、子育て応援で均等割世帯の軽減を、について、12項目のご質問であります。

1項めは、国民健康保険税の納期の変更による収納率及び短期保険証及び資格証明書の発行件数の比較についてであります。

令和元年度現年度分の国民健康保険税の収納率につきましては、令和2年2月末現在で86.7%であり、平成30年度決算期の収納率89.9%と比較して3.2ポイントの減となっておりますが、滞納整理期間の1月下旬に現年催告書を送付し、納付への注意喚起を行いつつ、滞納者との面談を行い、納付相談や滞納処分などの対策を講じた結果、2月以降も分納誓約による収入や所得税還付金の差押など、収入確保に向け、対策を強化しているところであります。

次に、短期被保険者証及び資格証明書の発行件数の比較ですが、平成30年度の短期被保険者証の交付は47世帯、令和元年度は48世帯と、1件の増となっておりますが、資格証明書につきましては、交付していないところであります。

2項めは、技術的助言である国民健康保険都道府県単位化による標準保険料率の提示に伴う、町の国民健康保険税率の考え方についてであります。

地方自治体が行う事務に対する技術的助言につきましては、地方自治体にとって必要な事項となっているか、必要最小限のものであるかなど、地方自治体の自主性や自立性に配慮することになっており、このたびの国民健康保険の都道府県化に伴う、標準保険料率等は、大きな制度設計の改正であることから、国の技術的助言も受けながら、地方自治体が決定したものであります。

3項めの、地方税法の規定で特別な事情がある場合、町の判断で減免できるのではないかと、4項めの、特別な事情については、自治体の首長に裁量が委ねられているのでは、については関連がありますので、あわせてお答えいたします。

地方税法第717条においては、国民健康保険税について特別の事情がある者に限り、条例の定めるところによって減免を行うことができるとしており、減免の要件となる特別な事情の条項については、実情に応じて各自治体の判断により設定できるものであることから、岩内町国民健康保険税条例第27条において、保険税の減免を規定しているところであります。

5項めは、国による国保財源の区分では、国民健康保険税の減免分については、決算補てん等目的以外の法定外繰入と規定され、容認される繰入になるのではないかと、についてであります。

条例の規定に基づき、減免された国民健康保険税へ充当するための繰入金につきましては、北海道国民健康保険運営方針において、解消すべき赤字と定義されている決算補てん等目的の法定外繰入にはあたらず、決算補てん等目的以外の法定外繰入に該当すると判断しております。

しかしながら、国民健康保険特別会計には、これまでも赤字補てん分として、毎年度一定額の法定外繰入れが行われ、一般会計の財政運営にも大きな負担となっていたことも事実であることから、財政健全化の観点からも慎重に行わなければならないものと考えております。

6項めは、子育て支援策として、子どもがいる世帯の負担軽減を図るための賦課割合の設定についてであります。

国民健康保険税の賦課割合につきましては、地域実情も勘案し、応能割と応

益割の均衡を図りながら配分するべきと認識しておりますが、持続可能な国民健康保険の運営を行う観点や、子育て世帯の負担状況も勘案しながら、定期的な税率の見直しが必要と考えております。

7項めは、所得割の賦課割合を応能割で国基準の50%まで引き上げた場合、所得で145万円を超える世帯にどのような変化が考えられ、また、賦課割合を国基準に引き上げない理由についてであります。

応能割を国の基準に設定した場合、岩内町の国民健康保険加入者においては高齢者及び低所得者が多いという構造、また、高所得者においては課税限度額が設定されていることから、中間所得者層の負担が増大すると考えられるため、急激な税額の上昇を抑える観点から、地域の実情に即した税率を設定するものであります。

8項めは、保険者努力支援制度において、採点の対象及び減額される主なケースと、こうしたペナルティの導入に反対し、国民健康保険税の負担軽減に努めることが町の役割ではないか、についてであります。

保険者努力支援制度の評価指標につきましては、大きく分けて12項目が示されており、採点対象となる主な指標といたしましては、特定健康診査やがん検診等の受診率、糖尿病等の重症化予防の取組状況、後発医薬品の使用促進に関する取組のほか、収納率向上対策や法定外繰入の有無などとなっております。

また、減額される主なケースは、特定健康診査や特定保健指導の受診率が2年連続で低下している場合や、法定外繰入の解消等に係る評価において、赤字削減・解消計画が未策定、策定をしても赤字の削減予定額が達成されていない場合などは、大きく減点する配分となっております。

町といたしましては、現行の支援制度の枠組みの中で、各種指標を満たせるよう取組を進め、交付金の確保を図りながら、被保険者の負担軽減に努めてまいります。

9項めの自治体が条例を通じて行う、国民健康保険税の独自減免に充てる公費繰入金はペナルティの対象外としていく方針について、町は確認しているのか、と、10項めの保険者努力支援制度における国民健康保険税の独自減免に充てる公費繰入金はペナルティの対象外と認識しているのか、については、関連がありますのであわせてお答えいたします。

令和元年8月2日付け、厚生労働省保険局国民健康保険課長からの通知により、令和2年度保険者努力支援制度市町村分における、評価指標及び具体的な算定方法等について、法定外繰入の解消等の評価指標及び配点が掲載されており、国民健康保険税の減免等に係る指標は示されていないことを確認しております。

11項めは、子育て世帯支援の観点から、均等割の軽減についての必要性についてであります。

国民健康保険税の算定につきましては、地方税法の定めにより、すべての加入者に均等割と所得割を課すこととされており、低所得者には法令の定めにより7割・5割・2割の軽減割合が定められているところであります。

町といたしましては、子育て世帯の負担軽減を図る観点から、子どもに係る均等割の負担を軽減することに対する必要性は認識しており、北海道町村会を通じて地方三団体とも連携しながら、国に対して軽減分の交付金制度の創設を要望しているところであります。

しかし、平成30年度から始まった国民健康保険制度の都道府県単位化において、北海道と全道市町村が一体となり、共通認識のもとで国民健康保険に関する事務の広域化・効率化を推進できるよう、運営の統一的な方針を策定して

いることから、町独自で子どもに対する均等割軽減の制度を設けることについては、慎重な対応が求められるものと考えております。

一方で、旭川市や赤平市、仙台市など、先進的に子どもに対する独自の軽減を実施している自治体もあることから、町といたしましても、先行自治体を参考に、軽減内容の比較や国保財政運営に与える影響、加入者の世帯構成データを分析するなど、検討を進めるとともに、国と地方の協議の動向を注視してまいります。

12項めは、国民健康保険税の抜本的引き下げのため、国庫負担金の増額を要請し、町として声を上げることが解決への道と考えるが、その所見についてであります。

国の公費負担につきましては、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険を持続可能な制度とするため、全国町村会や全国市長会、全国知事会の地方三団体において、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施し、さらに、今後の医療費の増加や保険税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、実情に応じた財政支援を講じ、国保財政基盤を確立するため、国が責任を持って財源を確保することを強く求めており、町としても引き続き北海道町村会を通じ、国庫負担のさらなる拡充を求めてまいります。

< 再 質 問 >

国の方針を受けながら、町が国民健康保険事業で、苦勞、努力しているのは理解できます。

しかし、国保税が高いというのも現実です。

子育て世帯への軽減は、慎重な対応が求められるとしたが先進地の実施実態を検討して、子育て応援として取り組むよう、再度、答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

子育て世帯に対する均等割の軽減につきましては、町独自で制度を設けることに慎重な対応が求められるものと考えますが、先進的に子どもに対する独自の軽減を実施している自治体もあることから、財源確保とあわせ、先行自治体を参考に、子どもに対する全額減免や、一部減免、第二子以降の軽減比率の設定、世帯構成などのデータを分析しながら、検討を進めてまいります。

2 補聴器購入資金助成制度や中等度難聴児補聴器購入費支給の確立を

町政執行方針、障がい者福祉対策では、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域社会の実現に努めるとした。

70歳以上の高齢者の約半数になるといわれる加齢性難聴。

人間は誰でも加齢とともに高い音から徐々に聞こえにくくなり、70歳以上の半数に難聴があるとされています。

言葉が聞こえにくくなると、認知機能が低下し、コミュニケーションにも支障が出て、社会的に孤立することで、認知症のリスクが高まります。

難聴になったら、なるべく早い補聴器の使用が、聞こえの改善にとっても大切です。

しかし、補聴器は15万から30万円ほどと高価で、年金暮らしの高齢者には手が届きません。

70歳以上で、難聴障がい者はどのくらいいますか。

加齢性難聴になると、高齢になったからとか、補聴器の値段で購入をあきらめている方もいるかと思いますが、認知症から守る町のこうした方への対応は。

介護保険対応の補装具の中に、補聴器などは含まれていますか。

北見市は、高齢者福祉サービスとして、補装具交付では、補装具を購入することが経済的に困難な高齢者に、補聴器などを支給します。

対象者は、70歳以上の在宅の高齢者で、市民税非課税世帯に属する方、補聴器は両耳の聴力損失が40デシベル以上の方、補装具の種類は、補聴器で高度難聴用ポケット型が現物支給されています。

高齢者対策として、こうした対応に取り組むことが必要ではありませんか。

江東区の中等度難聴児補聴器購入費支給では、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児の方に、補聴器の購入費用の一部を支給することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力の向上を促進し、難聴児の健全な発達を支援するとしています。

対象は、次のいずれにも該当する児童になります。

江東区内在住の18歳未満の児童。身体障害者手帳の交付対象ではないこと。両耳の聴力レベルが概ね30デシベル以上であること。補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断していること。

支給額は、基準額と補聴器の購入費用を比較して少ないほうの額の9割。区民税非課税世帯、生活保護世帯は10割の対応をしています。

18歳未満の難聴児の子ども達で、こうした対応が求められている子ども達はいますか。

難聴児童の健全な発達を支援する中等度難聴児補聴器購入費支給制度の検討が必要と思いますが、所見を伺います。

【答 弁】

町 長：

補聴器購入資金助成制度や中等度難聴児補聴器購入費支給の確立を、について、5項目のご質問であります。

1項めは、70歳以上の難聴障がい者数についてであります。

本町の70歳以上の難聴者数は把握しておりませんが、聴覚障害により北海道が交付した身体障害者手帳の件数は、令和2年2月末現在で44件であります。

2項めは、加齢性難聴に関わる認知症から守る対応についてであります。

認知症には、高血圧や糖尿病などいくつかの危険因子があるといわれていますが、認知症の発症に至るまでには様々な要因があるといわれ、難聴が認知症として発症に至るまでの過程が解明されていない状況であると認識しております。

そうしたことから、国においては、補聴器を使用した聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究が進められていると、承知しているところであります。

よって、町といたしましては、認知症の危険因子といわれている生活習慣病の発症予防、糖尿病等の重症化予防を重点施策として引き続き実施するとともに、国で進めている研究の動向を注視してまいります。

なお、補聴器につきましては、介護保険制度の福祉用具には含まれておりません。

3項めは、高齢者対策として町で取り組む必要があるのでは、についてであります。

加齢性難聴につきましては、高齢者にとって、もっとも一般的な身体機能の低下の一つと承知しておりますが、高齢になっても地域の方とコミュニケーションを図り、住み慣れた地域で、心身ともに健やかに過ごすことが重要であります。

そうしたことから、加齢に伴う難聴者の補聴器購入に対しての助成制度につきましては、町の単独事業ではなく、全国一律の公的補助制度により実施されるべきと考えますので、北海道町村会を通じ、国に対して要請してまいります。

4項めは、18才未満の難聴の子ども達で、こうした対応が求められている子ども達はいますか、についてであります。

身体障害者手帳が交付されていない難聴の子ども達の把握は困難であり、ご質問の難聴に伴う対応が求められる子どもについても確認できない状況にあります。

しかし、幼児健康診査などにおいて、難聴の疑いがある子どもがいた場合には、専門機関への受診を促し、検査費用の一部を助成するなどの対応を行っております。

5項めは、難聴児童の健全な発達を支援する中等度難聴児補聴器購入費支給制度の検討が必要と思いますが所見についてであります。

身体障害者手帳が交付されない中等度難聴の子どもに対する支援制度については、これまで町や岩宇地区相談支援センターへの相談や要望がないことから、町としての助成制度の創設には至っていないところであります。

しかしながら、子どもの聞こえの問題は、円滑な意思の疎通がとりにくくなり、社会性の発達の遅れにつながる恐れがあることから、他の福祉サービス事業との優先度や必要性を勘案し、補聴器購入に伴う助成制度について、状況に応じて検討してまいります。

< 再 質 問 >

聴覚障がい者が44名、難聴の子どもの把握は困難で確認できないとしました。実態を把握するよう対応を求めます。

補聴器の支給制度は、耳の不自由な高齢者に対し、補聴器を支給することにより、家庭及び地域社会との交流を促進させ、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。また、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入に係る費用の一部を給付することにより、中等度難聴児及び保護者の経済的負担を軽減するとともに、中等度難聴児の補聴器の装用の促進を図り、もって中等度難聴児の言語の習得並びに生活能力及びコミュニケーション能力等の向上を通じて、健全な発達に寄与することを目的とする等の目的で、他の市町村では補聴器の支給や助成が行われています。

子育て支援や応援。誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることのできる地域社会の実現に努めるとした町政執行方針からも助成制度や購入費支給制度を確立するよう強く指摘しておきます。

※補聴器購入資金助成制度や中等度難聴児補聴器購入費支給の確立をの再質問については、指摘のため、町長答弁はしていません。

3 使用量に見合った基本水量の改定で月5トン以下世帯の救済を

町長の諮問に応じて、水道事業に係る料金、手数料及び使用料、並びに下水道事業に係る使用料、手数料及び受益者負担について審議するため、地方自治法の規定に基づき、岩内町上下水道料金等審議会を設置する条例が提案された。

昭和50年11月1日の基本料金設定では、どのような住民の生活状況から、また、どのような議論で、どこで決められたのか。

住民説明会は開かれたのか。

家事用基本水量10トン、2,200円。

超過料金250円の設定根拠は。

昭和52年4月1日の改定の際には、議会では上水道特別委員会が設置されていたが、どのような議論がなされたのか。

また、住民説明会は開かれたのか。

家事用基本料金を、700円引き下げた理由は。

業務用基本料金3,000円から2,000円に引き下げた理由は。

家事用は700円で、業務用が1,000円の引き下げの幅の根拠は何であったのか。

こうした住民生活に、直接影響する料金の改定は、まず、住民の声を聴く場や説明会などが必要で、十分な意見要望などを取り入れて、その後、以前のように特別委員会の設置など進めるのではないのか。

今度の改定では、住民の声を聴く場や住民説明はいつ行うのか。

今回の条例提案は、町長の諮問に応じて開く審議会の設置であり、諮問がなければ会長は招集することができません。

審議会の設置ではなく、随時、必要に応じて協議する特別委員会や協議会こそ必要と思うがいかがですか。

岩内町水道事業経営戦略で、料金収入の見通しでは、人口減少や小規模事業所などの廃業によって料金の減収が避けられない。

料金収入は、令和4年から資金残高がマイナスになり、本戦略の最重要項目に料金改定をあげ、具体的に取り組んでいくとし、町政執行方針では令和3年度中の改定を視野に検討を進めるとしました。

令和2年1月31日現在で、給水戸数は5,858戸、給水戸数の内訳は家事用5,402戸、業務用299戸、団体用153戸、工業用4戸と報告しています。

現在、料金体系で、基本水量が10トンになっている基本水量についての町の考えは。

住民から基本水量に対する意見や要望は出ていないのか。

家事用世帯で月10トンを超える世帯は、何世帯あるのか。

10トン以下の世帯数は。

5トン以下の世帯数は、何件あるのか。

水需要の予測で、1人1日平均配水量を令和元年、307リットルと推計している。令和10年では、327リットル、高齢化が進んで1人の使う量も減ってくると思われるが、なぜ1か月、1人600リットルも水需要が増えるのか。

1人1日、最大配水量426リットルで、1ヶ月で12,780リットル、12トンです。

この数字をもとに、一律で基本料金とするのは公平性に欠けます。

高齢者など、月5トンも使用しない利用者にも、一律で料金、基本水量を考え

ているのか。

令和元年の1日の平均配水量は3,262トン、1日平均有収水量は2,708トン、漏水も含めて554トン。17%が無収水量になっている。

月5トンも利用がない世帯111世帯分にあたります。

上下水道課が、資料提出した平成27年度末、滞納世帯325世帯の1ヶ月の滞納者別使用水量では、基本水量10トンまで世帯が146世帯、44.9%です。

町の漏水対策は、どのように進めていくのか。

水需要の予測では、無収水量分が、令和元年で554トン。令和4年で528トン。令和10年で478トンと、あまり漏水対策の進捗がないように見えるが、こうした漏水分も受益者負担の公平で、現在の改定基本水量で、今度の改正でも一律に徴収するのですか。

基本水量の見直しを行い、水道利用者が不公平感なく払い易い、使用実態に即した水量設定を考えるとときではないのか。

平成26年1定で、岩内町の給水条例第32条、料金、手数料等の軽減又は免除での特別な理由で、火災時の消火に使う場合、漏水が起きた場合、災害を受けた場合等であり、保護世帯や低所得者は対象ではないとした。

しかし、厚岸町では一般家庭で、生活保護を受けている場合や、世帯の年間総収入が一定の基準に満たない場合は、水道料金の基本料金が2分の1に、手数料が2分の1に軽減されます。

また、災害など特別な理由がある場合は、免除することができますと、ホームページで制度の周知を行っています。

岩内町の給水条例第32条はそうであっても、町独自の判断で、水道料金の軽減を特別な理由に加えるか、独自の軽減・免除規定を設け、高齢者や生活弱者にやさしい水道料金に改定するべきではないのか。

【答 弁】

町 長：

使用量に見合った基本水量の改定で月5トン以下世帯の救済を、について、13項目のご質問であります。

1項めは、昭和50年11月1日の基本料金設定では、どのような住民の生活状況から、また、どのような議論で、どこで決められたのか、住民説明会は開かれたのか、家事用基本料金及び超過料金の設定根拠は、についてであります。

水道事業が創設された当時は、高度経済成長期を経て、住民生活が著しく変化した時期であり、本町においては、簡易水道が布設されていた一部の地区を除き、地下水位の低下や水質の汚濁などにより、生活用水の水質悪化が著しく、良質の飲料水確保が求められておりました。

このような状況から、水道施設の整備が行われ、昭和50年11月から町内全域において水道の供用を開始しましたが、基本料金を含む水道料金については、当時の常任委員会である建設委員会で審議の上、議会で議決されております。

この基本料金及び超過料金の設定根拠としては、収益的支出の合計額を有収水量で除して得た値を1立方メートル当たりの基本単価とし、給水人口や普及率、有収水量などに、事業収支の後年度推計も加味し、導き出されたものであります。

また、住民説明会の実施については、記録上ありません。

2項めは、昭和52年4月1日の改定の際における上水道特別委員会での議論の内容、住民説明会の開催の有無、家事用基本料金及び業務用基本料金の引き下げ理由とその根拠についてであります。

昭和52年4月の料金改定は、第1次オイルショックが収束し、物価高騰が収まった時期でもあり、水道料金引き下げについての請願が提出されたことを契機に議論がなされております。

当時の上水道特別委員会では、次の5点、過去1年間の使用水量等の実績を参考とすること、高料金対策として一般会計から繰り出しをすること、企業努力により経費の節減を図っていくこと、今後の普及率の向上に努力すること、商工業振興を図るため大口の給水に対し低減措置を講ずることを基本的な考え方として議論がなされ、用途別の実績や実情を勘案し、料金改定が行われております。

なお、住民説明会の実施については、記録上ありません。

3項めは、住民の声を聴く場や住民説明会の開催、さらには、特別委員会の設置などで進めるべきではないのか、についてであります。

水道料金の改定は、住民生活に大きな影響を与えることから、その過程において、住民からの意見聴取と住民説明は重要であると認識しております。

今定例会に上程した岩内町上下水道料金等審議会条例では、住民の代表である町議会議員と、町内の水道使用者・下水道使用者に、その審議会委員として参画していただくこととしております。

また、住民説明会や広報誌、ホームページなどによる住民周知のほか、改定案に対するパブリックコメントも実施したいと考えておりますが、具体的な日程等については、今後、検討した中で実施していきたいと考えております。

4項めは、審議会の設置ではなく、随時、必要に応じて協議する特別委員会や協議会こそ必要と思うがいかがですか、についてであります。

岩内町上下水道料金等審議会においては、町長からの諮問により、料金改定

の基となる、水道料金の基本的な算出方式や料金体系、改定率などについて、経済的・経営的な視点も加えた中で審議していただくというものであり、審議会での検討状況などについては、逐次、所管の常任委員会へ報告してまいります。

なお、特別委員会の設置については、岩内町議会委員会条例において、必要がある場合は議会の議決で置くことと規定されており、議会の権限に属する事項と理解しております。

5項めは、現在料金体系で基本水量が10トンになっているが基本水量についての町の考えは、についてであります。

基本水量の趣旨は、生活用水の確保と、衛生環境の向上を図る意味において、一般家庭等が通常の生活を送るために必要な水量を基本水量として定額で提供するというものであります。

この必要な水量について、現在の岩内町の料金体系では、平均使用水量が11トンであるため、これらを踏まえ総合的に勘案し、基本水量を10トンと設定しております。

なお、この基本水量については、今後の料金改定の議論の中で、現在の生活実態なども総合的に勘案し、検討してまいりたいと考えております。

6項めは、住民から基本水量に対する意見や要望は出ていないのか、についてであります。

町に対して、住民からの基本水量に対する意見や要望は出ておりません。

7項めは、家事用世帯で月10トンを超える世帯数と、10トン以下、及び5トン以下の世帯数についてであります。

平成31年1月から令和元年12月までの1年間の平均では、家事用世帯で月10トンを超える世帯は2,331世帯であり、また、10トン以下の世帯は3,071世帯、そのうち5トン以下の世帯は1,589世帯となっております。

8項めは、1人1日平均配水量の考え方についてであります。

岩内町水道事業経営戦略における水需要の予測の1人1日平均配水量については、1日平均配水量を給水人口で除し、1リットル換算の上、算出しております。

配水量と給水人口は、いずれも実績に基づく平均的な減少率を用いて令和10年度まで見込んでおりますが、特に給水人口については、楽観的な予測となることを避けるため、より厳しく推計したことにより、減少幅が大きくなり、結果として、1人当たり置き換えた場合の1日平均配水量が増加したというものであります。

9項めの、高齢者など月5トンも使用しない利用者への料金・基本水量と、11項めの、漏水分に係る基本水量、12項めの、不公平感なく払い易い、使用実態に即した水量設定については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

現在、岩内町の水道料金は、基本水量に応じた基本料金と、超過水量に応じた超過料金の二部料金制を採用しておりますが、基本料金については、水道施設の維持管理経費や、検針・料金徴収に関する経費など、水道事業の基幹的な部分をまかなうものでありますので、今後も、全ての水道使用者に一律に負担していただくべきものと考えております。

なお、この基本水量及び基本料金については、今後の料金改定の議論の中で、現在の生活実態や水道施設の維持管理経費なども総合的に勘案し、検討してまいりたいと考えております。

10項めは、町の漏水対策の進め方についてであります。

漏水対策として、平成23年度から毎年度、漏水調査業務により、漏水箇所を特定して配水管の修繕を行うことで、70%台で低迷していた有収率を80%台まで改善しております。

しかしながら、近年配水管の老朽化に伴い漏水量も増加傾向で推移しており、これまでの4年から5年で町内一円の調査を完了させる調査方法は、一定の効果があることは確認されましたが、漏水の早期発見・修繕が困難であり、近年は有収率が向上しにくい状況となっております。

そのため、令和2年度からは、さらなる有収率向上を目指し、単年度で町内一円の調査を完了する方法に変更し、継続的に実施してまいりたいと考えております。

13項めは、水道料金の軽減・免除規定についてであります。

水道事業を経営するにあたっては、適正かつ能率的な運営に努めなければならず、その事業収入をもって、事業会計を賄う必要があります。

水道事業を取りまく情勢は、全般に水需要が頭打ちとなり、料金収入の減少が続く中で、水質管理の強化や、災害に備えた施設水準の向上、老朽化施設の更新など、収益の増加に直接結びつかない投資を着実にやっていく必要があります。

安全・安心な水道水を供給するという水道事業者としての責務を果たすためには、収支の改善が今求められており、住民への負担増となる料金改定を実施せざるを得ない状況にあります。

さらには、公営企業法においては、政策的に料金を原価より引き下げることは、特別の理由により必要がある場合を除き、適当ではないとされていることから、独自の軽減・免除規定を設けることは困難であると判断しております。

< 再 質 問 >

基本水量について、生活実態なども総合的に勘案し検討してまいるとしたが、生活実態を踏まえるということは、5トン未満世帯の実態を反映させると理解していいのか。

基本水量に意見要望がないとは、所管として住民と接していないのか。

住民の声は聞いていないのか。

聞く努力はいつしているのか。

1人1日最大配水量12トンです。最大配水量をもって、10トンの基本水量とは、住民の実態を見ていない水量設定ではありませんか。

低廉で、安心安全な水道水を届けるという目的に沿わないのではありませんか。

【答 弁】
町 長：

3項目のご質問であります。

1項めの、基本水量について生活実態を勘案することのだが、5トン未満の世帯も反映させると理解してよいか、と、3項めの、1人1日あたりの最大配水量である12トンをもって基本水量10トンとしているのは、住民の実態を見ていない水量設定であり、安心・安全な水道水を届けるという目的にそぐわないのではないかと、については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

現在の基本水量については、水道施設の維持管理経費や、検針・料金徴収に関する経費など、水道事業の基幹的な部分をまかなう基本料金に付随するものであります。

この考えのもと、使用者における公平性の観点から、全ての水道使用者に一律負担していただくべきものと考えておりますので、今後、料金改定の議論の中で、現在の生活実態なども総合的に勘案し、基本水量を検討していくとともに、今後も、低廉で、安全・安心な水道水を届けることに努めてまいりたいと考えております。

2項めは、住民の基本水量に関する要望はないとのことだが、町として住民と接する取り組みはしているのか、についてであります。

水道は、住民生活に不可欠なものであり、窓口業務や、検針業務、料金徴収業務など、様々な場面で多数、住民と接しており、その場面場面において、住民の方の意見に耳を傾けております。

今後も、各業務において住民の方の声を聞いて、丁寧な対応に努めてまいります。

< 再々質問 >

使用者の公平性の観点から、すべての水道使用者に一律に負担していただくとした。

負担は惜しまないが、平均水量で公平にといわれても、少ない使用者への水量対応は考えていないのですか。

生活実態を勘案するとの含みは、何を意味するものですか。

【答 弁】

町 長：

2項目のご質問であります。

1項目は、平均水量で公平にとのことだが、少ない使用者への配慮はないのか、についてであります。

公平性の確保とは、使用水量が多い方、少ない方、両方に対しての公平性を確保していくべきものと考えております。

2項目は、生活実態を勘案し、検討するとは、何を意味するものか、についてであります。

生活実態の勘案につきましては、水道使用量の少ない方の生活実態なども含め、総合的に勘案することとしております。

4 学校はコミュニティの中心、小中学校を統廃合して建設する施設一体型義務教育学校の推進では子どもの発達がない

学校教育の主要施策である、小中一貫教育の導入に向けた取り組みを推進し、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う、施設一体型義務教育学校の実現性に向けて、地域住民の理解を得られるように取り組んでいくと教育行政執行方針で教育長が説明した。

学校教育法第38条は、小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができるが平成28年より改正されているが、決定をするのは市町村長と規定されている。

導入に向けた取り組みの推進とは、町長も義務教育学校推進の立場で考えているのか。

教育長が執行方針で導入を推進、地域住民の理解を得られるように取り組んでいくとは、地域住民に説明もせず、最初から義務教育学校建設ありきで進めているということか。

下村文科大臣は、子どもたちにとってよりよい教育環境を整備するという教育的見地を中心に据え、地域住民や保護者とビジョンを共有しつつ検討すべきものと答えているが、地域住民には全く検討内容が伝わってこない。

地域住民の理解を得られるように取り組んでいくという取り組みと、ビジョンを共有しつつ検討は、どんなビジョンを地域住民と共有し、考えていこうとしているのか。

また、いつから理解を得られるよう、保護者・地域住民と話し合うのか。

新年度予算に、義務教育学校検討事業として38万9千円を計上している。

教育委員会では、義務教育学校開校を2024年4月と仮定した場合、児童生徒数は小中学生合わせて713人、学級数は特別支援学級を含め40学級、敷地面積は4万から4万8千平方メートルが必要と試算している。

視察研修先として、道内は白糠町、道外は東京都品川区などをあげたが、岩内町は施設一体型義務教育学校を目指している。

視察先の学校規模、形態、生徒数は。

小中一貫校を導入する理由として、中一ギャップの解消を挙げているが、今でもそう認識しているのか。

また、施設一体型小中一貫校の新たなデメリットとして6年生問題が取り上げられているが、どのような問題と認識しているのか。

小学校と中学校を統合するために考えられた4・3・2制カリキュラムも、その効果が必ずしも実証されていないと取り入れる学校が減少してきているというが、町の認識は。

つくば市と合併した人口2万3千人の筑波町。

この町にあった2つの中学校と7つの小学校をすべて廃校にし、小中一貫の義務教育学校をつくった。このときに、つくば市の教育長になった門脇厚司氏の寄稿。

検証委員会による検証結果は、つくば市の小中一貫教育によって好ましい実績が見られたかとの問いにそうはいえない、中一ギャップ解消の効果はほとんどなく、むしろ新しく小6問題が出てきているのではないかという問題提起、とりわけ施設一体型の大規模な義務教育学校で見られている。

大規模な義務教育学校は地域の核としてのコミュニティづくりに機能している

かに、ほとんどしていませんと結論。

同じ小中一貫教育でも、施設分離型のほうが施設一体型より好ましい効果が多くみられるとしています。

こうした検証も参考に、義務教育一貫校の見直しに切り替えてきている自治体への視察なども進め、研修視察結果を住民の前に公表し、説明会などで示すべきではありませんか。

町が、導入を推進する要因の一つは、施設の老朽化があげられ、建設は、最も古い岩内東小が昭和47年、最も新しい岩内第二中でも昭和52年と築後40年以上が経過していると報告していますが、教員の確保や施設の維持管理は教育条件整備という地方自治体の義務です。

また、岩内町に災害が発生した場合に、その危険から緊急に逃れる指定緊急避難場所に、東・西小学校、第一・第二中学校があり、地域住民のよりどころとなるものです。

こうした緊急時に逃れる指定緊急避難場所としての役割は、どのように考えるのか。

施設一体型義務教育学校の推進は学校統廃合で教育費削減のための施策ではないのか。

地方創生政策で、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の総床面積で削減する数値目標を盛り込んだ計画を総務省が各自治体に求めています。どのような計画、数値を提出しましたか。

また、小中学校の総床面積はいくらありますか。

この計画の中に小中学校は入っていますか。

参議院文教科学委員会で、下村文科大臣は文部科学省で、学校統合におきまして手引をつくっているわけでありますが、手引の中で、学校が地域コミュニティの核として大きな役割を果たしていることに鑑み、学校規模の適正化等の具体的な検討に当たり、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得ることなど、地域と共にある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが重要である旨、明示しているところでありまして、こういう視点に立って、小中一貫校の導入に当たっても考えていただきたいと思います。田村議員にこたえています。

施設一体型義務教育学校の検討委員会での論議の方向や、進捗が地域住民や保護者に十分伝わるよう説明会や意見交流会など、手引き通り丁寧な議論を進めるべきだと思いますがいかがですか。

【答 弁】

町 長：

学校はコミュニティの中心、小中学校を統廃合して建設する施設一体型義務教育学校の推進では子どもの発達が危ないについて、11項目のご質問であります。

1項めは、導入に向けた取り組みの推進とは、町長も義務教育学校推進の立場で考えているのか、についてであります。

私としては、新たな岩内町の進むべき方向性を決めるにあたり、町政に関する情報を提供し、町民の皆様の声を町政に反映できるよう、幅広い方々の声を聴く機会の確保に取り組むとともに、ご意見・ご要望にしっかりと耳を傾け、ニーズを踏まえながらの事務事業の取捨選択に取り組む決意であり、義務教育学校においても、町民の皆様への丁寧な説明、情報の共有など、同様の取り組みが必要と考えております。

したがって、義務教育学校の導入については、こうした取り組みを進める中で、令和2年度中において、判断してまいります。

8項めは、こうした緊急時に逃れる、指定緊急避難場所としての役割は、どのように考えるのか、についてであります。

現在の小中学校4校は、地震・津波、風水害などの自然災害発生時、災害の種類や規模などを考慮した中で開設する緊急避難場所として指定している施設となっております。

ご質問の、指定緊急避難場所としての役割の考え方につきましては、義務教育学校の導入について、現時点で判断に至っておりませんので、具体的にお答えできる状況にありませんが、緊急避難場所等となり得る、学校や保育所など、町有施設の配置については、各用途に係る目的や利用者等の状況はもとより、災害時の緊急避難場所としての配置等も含め、町として総合的に判断すべきものと考えております。

こうしたことから、町有施設の再編等がなされた場合、改めて、利用可能な各施設を緊急避難場所として指定する流れとなるものであります。

10項めは、公共施設の総床面積で削減する数値目標を盛り込んだ計画を総務省が各自治体に求めています。どのような計画、数値を提出しましたか、また、小中学校の総床面積はいくらありますか、この計画の中に小中学校は入っていますか、についてであります。

本町におきましては、平成28年12月に岩内町公共施設等総合管理計画を策定しておりますが、公共施設全体の削減する数値目標などは、令和2年度末までに策定する岩内町公共施設等総合管理計画個別施設計画に位置付けする予定となっておりますので、現時点において総務省への提出などはしておりません。

また、この個別施設計画には、公共施設の建築物全体が盛り込まれることとなりますので、小中学校も含まれることになっております。

なお、小中学校の現在の総床面積につきましては、4校あわせて、26,451平方メートルとなっております。

【答 弁】

教育長：

2項めは、教育長が執行方針で、導入を推進、地域住民の理解を得られるように取り組んでいくとは、地域住民に説明もせず、最初から義務教育学校建設ありきで進めているということかと、3項めの、地域住民の理解を得られるように取り組んでいく、という取り組みと、ビジョンを共有しつつ検討は、どんなビジョンを地域住民と共有し、考えていこうとしているのか、また、いつから理解を得られるよう、保護者・地域住民と話し合うのかについては、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

施設一体型義務教育学校の設置につきましては、学校現場が抱える課題の解決及び抑制を推進し、よりよい教育環境の実現を図る事業であると同時に、町の将来に重大な事業であることから、地域住民の理解を得た中で取り組んで行くことは大変重要な事項であると認識しております。

こうしたことから、教育委員会としては、令和2年度に適切な情報提供を目的とした保護者等説明会の実施に向けた事務を進めており、施設一体型義務教育学校建設ありきで進めているということはありません。

また、現在検討している施設一体型義務教育学校について、専門的な角度からの調査をもとに、長期的な展望も含めた町の教育ビジョンの根底となる義務教育学校基本構想及び基本計画の策定に取り組んでいることから、今後は岩内町学習環境推進計画検討委員会で協議検討を進めてきた種々の情報を保護者等説明会で共有し、時期につきましては、今後、学校などの関連する機関と協議し、決定したいと考えております。

4項めは、視察研修先として、道内は白糠町、道外は東京都品川区等をあげたが、岩内町は施設一体型義務教育学校を目指している、視察先の学校規模、形態、生徒数は、についてであります。

令和2年度に予定しております視察先は、品川区立伊藤学園と横浜市立義務教育学校霧が丘学園、白糠町立庶路学園であり、品川区立伊藤学園の学校規模は29学級、学校形態は施設一体型、児童生徒数は862名、横浜市立義務教育学校霧が丘学園の学校規模は33学級、学校形態は施設隣接型、児童生徒数は888名、白糠町立庶路学園の学校規模は15学級、学校形態は施設一体型、児童生徒数は153名であります。

5項めは、小中一貫校を導入する理由として、中1ギャップの解消をあげているが、今でもそう認識しているのか、また、施設一体型小中学校の新たなデメリットとして6年生問題が取り上げられているが、どのような問題と認識しているのか、についてであります。

中一ギャップについては、本町においても中学校へ進学した際、学校の環境等に適応できていない生徒が発生している状況も報告されております。

こうしたことから、9年間という期間で義務教育が編成される施設一体型義務教育学校の先進校では、中一ギャップの解消や抑制ができると報告もあることから、期待できるものと認識しております。

また、6年生問題とは、施設一体型義務教育学校では小学6年生にリーダーシップが育たないのではないかとという問題であると認識しております。

6項めは、小学校と中学校を接続するために考えられた4・3・2制カリキュラムも、その効果が必ずしも実証されていないと、取り入れる学校が減少してきているというが、町の認識についてであります。

全国の義務教育学校について、4・3・2学年制の導入率や減少数を公表しているデータは入手できていないことから、認識していません。

しかしながら、施設一体型義務教育学校の設置に伴って設定する学年段階の区切りにつきましては、指導目標や重点項目を設定した上で決定する極めて重要な事項であると認識しております。

こうしたことから、現時点で学年段階の区切りを判断する段階には至っていない状況でありますことから、今後、先進地等からさらなる情報を収集し、町に即した学年段階の区切りに関する協議検討を進めてまいります。

7項めは、義務教育一貫校の見直しに切り替えてきている自治体への視察など進め、研修視察結果を住民の前に公表し、説明会などで示すべきではありませんかについてであります。

小中一貫教育を実施している学校において、施設分離型義務教育学校の方が施設一体型義務教育学校より好ましい効果が多く見られると見直しを行っている自治体に関する情報がないことから、視察やそれに関する説明会はできる状況にはありません。

9項めは、施設一体型義務教育学校の推進は、学校統廃合で教育費削減のための施策ではないのか、についてであります。

施設一体型義務教育学校の設置は、岩内町学習環境推進計画検討委員会において、将来の町づくりを担う子どもたちが一貫した教育方針のもと、生きていく力の育成を実現するため、学校教育の在り方などについて協議検討を行った結果、施設一体型義務教育学校の導入が望ましいと判断したところであります。

こうしたことから、施設一体型義務教育学校の設置につきましては、教育費の削減等を目的とした学校統廃合ではございません。

11項めは、施設一体型義務教育学校の検討委員会での議論の方向や進捗が、地域住民や保護者に十分伝わるよう、説明会や意見交流会など、手引き通り丁寧な議論を進めるべきと思いますがいかがですか、についてであります。

教育委員会としては、施設一体型義務教育学校の設置につきましては、教育施設であるとともに町づくりの核として重要な施設であることから、保護者や教職員、地域住民等の理解と協力を得た中で推進してまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

施設一体型義務教育学校の情報を提供し、丁寧な説明、情報の共有など必要とした。

しかし、12回開催されている検討委員会の内容は伝わってこない。

これが、丁寧な説明、情報の共有といえるのか。

中1ギャップの解消や抑制ができるとの報告もあるということから、また、4・3・2学年制の導入率や減少数を公表しているデータは入手できないので認識していないは、12回も開催している会議などで出されなければならない重要な一貫校の根拠ではないのか。なぜ、こうした情報を集めて論議をしないのか。

設置ありきで進んでいるのではないのか。

一体型より分離型のほうが好ましい効果が、情報がないから説明会ができないとしましたが、こうした基本的なこともPTA、保護者だけでなく地域住民も含めて説明会、懇談会が必要ではないのか。

一体型は教育費の削減ではないとしたが、今年度までに出す計画の中に、削減する小中学校の床面積は入れるのか。

地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論が重要との認識なら、保護者、地域住民、教職員との懇談会、説明会を早急に取り組むべきではありませんか。

【答 弁】
町 長：

6 項目のご質問であります。

5 項めは、今年度までに出す削減などを盛り込んだ計画では、小中学校の総床面積は入れるのか、についてであります。

令和 2 年度末までに策定する公共施設等総合管理計画の個別施設計画につきましては、具体的に小中学校の総床面積の削減を明記するものではなく、公共施設全体の建築物を削減する数値目標を掲載する計画であるため、小中学校の総床面積はその中に含まれる形となる見込みであります。

【答 弁】

教育長：

1 項めは、施設一体型義務教育学校の情報を提供し、丁寧な説明、情報の共有などについてであります。

現在策定しております、岩内町義務教育学校基本構想及び基本計画につきましては、岩内町学習環境推進計画検討委員会の内容も含め、策定しておりますことから、今後、説明会を開催することにより、情報を共有できると考えております。

2 項めは、4・3・2 学年制の導入率や減少数を公表しているデータを入手できないので、認識していないは、1 2 回も開催している会議などで出さなければならないのではないか、についてであります。

学年区切りについては、先進地において学力の向上や課題等解消や抑制に関する成果が公表されており、検討委員会においては、それらのデータを基に十分検討しております。

3 項めは、教育委員会としては、なぜ情報を集めて論議しないのか、設定ありきで進んでいるのではないかについてであります。

教育委員会としては、令和 2 年度に適切な情報提供を目的とした保護者等説明会の実施に向けた事務を進めており、施設一体型義務教育学校建設ありきで、進めているわけではありません。

4 項めは、施設一体型より分離型のほうが、好ましい効果に関する情報がないことから、説明会を開催できないとしていたが、こうした基本的なことも説明会で必要ではないか、についてであります。

施設分離型義務教育学校のほうが施設一体型義務教育学校より、好ましい効果が多く見られると見直しを行っている自治体に関する情報がありません。

しかしながら、検討委員会において、施設一体型と施設分離型のメリット・デメリットを十分協議した中で、施設一体型義務教育学校を推進すると決定したところであり、これらについては、岩内町義務教育学校基本構想及び基本計画に含めていることから、今後、説明会を開催することにより、情報を共有できると考えております。

6 項めは、保護者や地域住民、教職員との懇談会、説明会を早急に取り組むべきではないか、についてであります。

教育委員会としては、施設一体型義務教育学校の設置につきましては、教育施設であるとともに、町づくりの核として、重要な施設であることから、保護者や教職員、地域住民等の理解と協力を得た中で、推進してまいりたいと考えております。

< 再々質問 >

つくば市は、中学校15校、小学校38校を15学園の小中一貫校として設置しています。

つくば市の小中一貫教育の成果と課題、つくば市教育評価委員会の調査報告書があります。

2007年、小中一貫教育全国サミット京都市に3,000人の自治体関係者が参加し、4・3・2制、中一ギャップの解消などの制度導入根拠とともに、実質的には統廃合を進める方途として小中一貫制度が有効であることが共有されていると報告しています。

報告書の総括と展望では、仮に、今後さらに小中一貫施設一体型校が設置していくとするならば、少なくとも下記の条件がクリアされているかどうかを見極めた上で、慎重に審議が進められる必要がある、下記の条件は、義務教育学校を法制化した学校教育法の改正時の、参議院文教委員会での決議の1項、2項である。

その中の2項で、小学校及び中学校は児童生徒の学びの場であるばかりでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に当たっては、安易に学校統廃合を行わないよう、特に留意することと報告されている。

また、つくば市教育長は、今後、新たにつくる小中学校は施設一体型の一貫校とはしない方針を示したと報道されている。

こうした検証等を行った上で、学力の向上が見込まれる一貫校推進が望ましいということなのか。

【答 弁】

教育長：

検証等を行った上で、学力の向上が見込まれる一貫校推進が望ましいというのか、についてであります。

先進地において学力の向上や課題等解消や抑制に関する成果が公表されており、検討委員会においては、それらのデータを基に十分検討した中で、施設一体型義務教育学校と決定したことから、教育委員会といたしましても、施設一体型義務教育学校を推進しているところであります。